

インクメイクに関する当協会の考え方と取り組み

一般社団法人国際タトゥーアーティスト協会
理事長 宮本 恵介

— ご心配の皆さまへ

私たちは、インクメイクを安心・安全にご提供するために、美容師免許保持者が関わる体制を採用しています。毛髪・眉毛・皮膚・衛生管理に関する専門知識と国家資格に基づく衛生基準を組み合わせることで、施術の質と安全性を一層高めることが目的です。

厚生労働省の見解を踏まえた運用をします

当協会は、厚生労働省の見解・スタンスを十分に理解し、「個別具体で判断するものとする」という考え方を尊重しています。この前提のもと、私たちの運用方針についても一定のご理解をいただいております、自信をもってインクメイクの普及と適正運用に取り組んでいます。

このため、当協会は、厚生労働省と丁寧かつ紳士的に意見交換を続けています。各地の保健所からの照会にも真摯に対応し、厚生労働省通知の趣旨を正しく理解したうえで、必要な確認・説明を行っています。

その結果、ご指導を受ける場合があっても、当協会が責任をもって対応し、厚生労働省とのやり取りの内容や根拠資料を共有することで、全ての保健所にご理解・ご納得をいただいております。

安心・安全に配慮した施術を行います

- ・法令・通知の遵守を最優先
- ・衛生・消毒・器具管理の標準化
- ・美容師の専門性による品質管理
- ・透明性のある説明責任と、迅速な行政対応
- ・インクメイク施術行為ガイドラインの遵守

今後も、各種関係機関との建設的な対話を続けながら、皆さまに安心して選んでいただけるインクメイクの提供に努めてまいります。

事業者さまへのサポート

一部の地域では、所管の保健所が厚生労働省の令和 5 年度通知（医師免許を有しない者によるいわゆるアートメイクの取扱いについて）に基づき指導を行う事例があります。

その際は、

- ・当協会が窓口となって事情を整理
- ・厚生労働省との協議内容や合意点を共有
- ・必要に応じて文書・運用手順の整備を支援する

ことで、最終的にご理解・ご納得をいただいております。

ご不明点はいつでも当協会までお問い合わせください。